

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（四一・子育て支援課）

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正す。

様式第二十二号中「児童心理学」を「発達心理学」に

| | | |
|----------|-------|--|
| 保健衛生学及び生 | 理 学 | |
| 看護学及び実習 | | |
| 栄養学及び実習 | | |
| 保育原理及び教 | 育 原 理 | |
| 保 育 実 習 | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

を

| | |
|-----------------|--|
| 小 児 保 健 | |
| 小 児 栄 養 | |
| 保 育 原 理 | |
| 教 育 原 理 及 び 養 護 | |
| 音 楽 | |
| 音 楽 | |
| 音 楽 | |
| 音 楽 | |
| 音 楽 | |
| 音 楽 | |

に改め、同様式の備考を

中「へたさい」の次に「」。3の写真は、受験票及び写真票にはり付けてください」を
加え、同様式の備考中を「」を「」の次にこのように加え

2 保育実習を受験する場合は、筆記試験は必須となります。実地試験は、
音楽、絵画制作及び言語の中から2分野を選択してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄